

【別紙】

職務経験者【保育士】の受験資格等

この試験では、今までの職務経験で培われた能力や専門知識を基に、広い視野と柔軟な発想力で即戦力として活躍できる人を募集します。

○保育所等とは

- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園
- ・認可外の施設における職務経験は、受験資格に定める職務経験に該当しません。
- ・雇用形態は正規職員、非正規職員（臨時的任用職員、会計年度任用職員等）を問いません。

○実務経験が3年以上ある者とは

- ・令和5年4月末日までに、保育士として3年以上の職務経験があることをいいます。
ただし、公立・私立を問わず1週間当たり30時間以上の勤務を6か月以上継続して就業していた期間が該当します。
- ・育児休業、退職等の期間は通算できません。
- ・最終合格者は、雇用期間と1週間の勤務時間などが分かる職歴証明書を提出していただきます。
なお、職務経験が確認できない場合は、採用される資格を失います。

○職務経験の計算について

- ・年数は、勤務を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを1年として計算します。

《ケース1》

在籍期間 A保育所 H28.10.7～H30.10.6（2年）+ B保育所 H31.2.1～R2.1.31（1年）
通算期間の合計が36か月（3年）以上となり、受験資格を満たします。

《ケース2》

在籍期間 A保育所 H28.4.1～H31.3.31（3年）内、休業期間 H29.5.1～H30.1.31（9か月）
+ B保育所 R2.4.1～R2.10.31（7か月）
通算期間の合計が2年10か月（34か月）となり、受験資格を満たしません。

- ・月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。

（例）H28.4.16～H31.3.15 → 2年11月

- ・起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は2月末日を応当日前日とみなします。

（例）R1.7.31～R2.2.28 → 7月

- ・勤務を終了した月に、応当日前日より前に勤務が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。

（例1）H29.10.30～H30.5.20 → 6月+21日 → 6月

（例2）R1.8.2～R2.5.31 → 9月+30日 → 10月